

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 54 | 心身障害者医療費助成事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、心身障害者医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和7年9月29日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 心身障害者医療費助成事務 |
| ②事務の概要 | <p>当該事務は、東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例(以下「都条例」という。)にもとづく事務である。地方自治法および市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例にもとづき、受給者証の交付等東京都より委任を受けた事務を市町村が処理している。</p> <p>青梅市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)および青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則にもとづき、以下の事務について特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①都条例第4条の規定による受給者証の交付の申請の受理、当該申請にかかる審査または当該申請に対する応答に関する事務。</p> <p>②都条例第5条第2項の規定による医療費の助成の申請の受理、当該申請にかかる審査または当該申請に対する応答に関する事務。</p> <p>③都条例第6条の規定による届出の受理、当該届出にかかる審査または当該届出に対する応答に関する事務。</p> <p>④Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携にかかる公費医療費助成事務</p> <ul style="list-style-type: none">・情報連携のため、Public Medical Hub (PMH)へ本事務にかかる対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付けおよび登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務にかかる公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。 |
| ③システムの名称 | TASKクラウド・福祉総合システム(障害福祉)・団体内統合宛名システム・中間サーバー・Public Medical Hub (PMH) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 心身障害者医療費助成受給者管理データファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第2項・青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例第4条・別表第1・青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則第14条の2 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 情報照会の根拠 <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第9号・青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例第4条・別表第2・青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則第36条の2 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部 障がい者福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 障がい者福祉課長 |

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務部 文書法制課 情報公開文書係
198-8701 青梅市東青梅1-11-1
問合せ先 電話番号 0428-22-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 健康福祉部 障がい者福祉課 庶務係
198-8701 青梅市東青梅1-11-1
問合せ先 電話番号 0428-22-1111

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

| | |
|------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p> |
| いつ時点の計数か | 令和7年7月1日 時点 |

2. 取扱者数

| | |
|------------------------|--|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p> |
| いつ時点の計数か | 令和7年7月1日 時点 |

3. 重大事故

| | |
|--|--|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p> |
|--|--|

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) [○]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|------------------------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|------------------------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

| | | |
|-----------------------|------------------------------------|--|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報入手することができないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、福祉総合支援システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としている。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |

9. 監査

実施の有無

[自己点検]

[内部監査]

[外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

- <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

| | | |
|------------------|--|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | | [1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
|------------------|--|---|

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

- <選択肢>
1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている

判断の根拠

青梅市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|----------------|---|---|------|-----------|
| 令和7年3月28日 | しきい値判断いつ時点の計数か | 令和6年7月16日 | 令和6年11月1日 | 事後 | |
| 令和7年9月29日 | ②事務の概要 | <p>当該事務は、東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例(以下「都条例」という。)にもとづく事務である。地方自治法および市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例にもとづき、受給者証の交付等東京都より委任を受けた事務を市町村が処理している。</p> <p>青梅市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)および青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則にもとづき、以下の事務について特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①都条例第4条の規定による受給者証の交付の申請の受理、当該申請にかかる審査または当該申請に対する応答に関する事務。</p> <p>②都条例第5条第2項の規定による医療費の助成の申請の受理、当該申請にかかる審査または当該申請に対する応答に関する事務。</p> <p>③都条例第6条の規定による届出の受理、当該届出にかかる審査または当該届出に対する応答に関する事務。</p> | <p>当該事務は、東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例(以下「都条例」という。)にもとづく事務である。地方自治法および市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例にもとづき、受給者証の交付等東京都より委任を受けた事務を市町村が処理している。</p> <p>青梅市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)および青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則にもとづき、以下の事務について特定個人情報を取り扱う。①都条例第4条の規定による受給者証の交付の申請の受理、当該申請にかかる審査または当該申請に対する応答に関する事務。</p> <p>②都条例第5条第2項の規定による医療費の助成の申請の受理、当該申請にかかる審査または当該申請に対する応答に関する事務。</p> <p>③都条例第6条の規定による届出の受理、当該届出にかかる審査または当該届出に対する応答に関する事務。</p> <p>④Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携にかかる公費医療費助成事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、Public Medical Hub(PMH)へ本事務にかかる対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付けおよび登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務にかかる公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。 | 事前 | PMH連携のため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------------------|--|--|------|-----------|
| 令和7年9月29日 | ③システムの名称 | TASKクラウド・福祉総合システム(児童福祉)・団体内統合宛名システム・中間サーバー | TASKクラウド・福祉総合システム(児童福祉)・団体内統合宛名システム・中間サーバー・Public Medical Hub(PMH) | 事前 | PMH連携のため |
| 令和7年9月29日 | しきい値判断いつ時点の計数か(対象人数・取扱者数) | 令和6年11月1日 | 令和7年7月1日 | 事前 | PMH連携のため |